（第２条　様式第２号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　椎葉村長

椎葉村聴覚障害者等携帯電話料金助成認定（却下）通知書

　このことについて、椎葉村聴覚障害者等携帯電話料金助成要綱に基づき、下記のとおり助成（却下）することとしましたので通知します。

 記

 １．対象者 　　　　　 様

 ２．障がい名・等級

　　　　　　　喪失機能

※携帯電話料金助成の申請方法

①別紙様式第1号　椎葉村聴覚障害者携帯電話料金助成申請書に携帯電話基本料金が確認できる請求書の原本またはコピーを添付し申請してください。

②助成申請は1ヶ月単位で、助成対象額は基本料金の10円未満を切り捨てた額とします。

③携帯電話料金の支払いが終了した翌月から起算して、６ヶ月以上経過したものは助成対象として認められません。